

第4回 新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

幹 事 会

日時：平成24年10月30日(火) 15時

場所：名古屋銀行協会 2階201号室

[午後3時開会]

1. 開 会

【進行（高橋河川調査官）】 それでは、お待たせをいたしました。定刻の15時となりましたので、只今から第4回 新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 幹事会を開催させていただきます。

まず私、本日の進行を務めさせていただきます、中部地方整備局河川調査官の高橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、本日の検討の場の運営に関しまして、若干の注意事項を述べさせていただきます。

注意事項といたしましては、まず報道機関の皆様をお願いを致します。事前にご案内させていただきましたとおり、本検討の場は原則公開で行わせていただきます。

カメラ等の撮影は、会議の運営上の理由から、中部地方整備局河川部長挨拶までとさせていただきます。

また、報道機関及び一般傍聴の方は、受付で配付させていただきました「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の傍聴に当たってのお願い」をもう一度ご確認ください、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

お手持ちの携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いをいたします。

それから引き続きまして、構成員と検討主体のご紹介でございます。

本日の出席者のご紹介は、お手元にあります配席図及び出席者の名簿により代えさせていただきます。ご了承ください。

2. 挨拶

【進行（高橋河川調査官）】 それでは、議事に入ります前に、検討主体を代表しまして、中部地方整備局河川部長の五十嵐より一言ご挨拶をさせていただきます。

【中部地方整備局（五十嵐河川部長）】 ただいま紹介いただきました中部地方整備局河川部長の五十嵐と申します。7月に赴任してまいりまして、この検討の場の幹事会は初めてでございますけれども、よろしく願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、検討の場の幹事会にお集まりいただきましてありがとうございます。

ダムの検証でございますけれども、全国のダムを一斉に同じ手順で行うということで、平成22年の9月に国土交通本省からその実施手順を定めた要領が出されました。新丸山ダムにつきましても、その要領に基づきまして現在検討作業中ということでございまして、平成22年の12月22日、新丸山ダムについての検討の場を設置致しまして、それ以降、検討の場を1回、それから幹事会を3回開催ということでございます。

前は約1年前、平成23年の8月になりますけれども、その時に、治水、流水の正常な機能の維持対策案を複数立案いたしまして、皆様方から貴重なご意見をいただきました。その後、パブリックコメントも実施いたしまして、流域の住民の方からのご意見も多数いただきました。様々な意見をいただいたものですから、1年という長い期間を要しましたけれども、我々真剣に検討して参りまして、本日の幹事会におきましては、いろいろなご意見を踏まえながら、対策案をさらに追加するとともに、概略評価による対策案の抽出ということを実施いたしました。

私もいろいろ検討に参画しましたけれども、名勝木曾川の掘削であるとか、大変難しい問題がございました。真剣に検討してまいりましたけれども、本日は検討主体として、改めてこうした検討結果をご説明させていただきたいと思っております。ぜひ忌憚のないご意見をいただけたらと思っております。

我々検討主体といたしましても、予断を持たずに慎重に検討を行うという基本方針は変えずに、出来るだけ速やかに対応方針を示せるように取り組んでまいりたいと思っております。本日の検討の場 幹事会が有意義な場になることをお願い申し上げまして、はなはだ簡単でございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

【進行（高橋河川調査官）】 それでは、引き続きまして、本日配付させていただいております資料をご確認いただきたいと思います。

皆様お手元に資料があるかと思いますが、最初に議事次第がございます。次が配席図、その下が出席者名簿、それから規約、そして説明資料が1番から6番までございます。

もし不足等ありましたら、事務局にお申し出いただきたいと思います。

また、資料の4番と5番、少し図面が入ったりして詳しい資料になっていまして、A3版の資料もございますので、必要な方は事務局の方にお申し出いただければと思います。

資料はよろしいでしょうか。

3. 検証に係る検討の進め方について

【進行（高橋河川調査官）】 それでは、ここからは議事に入らせていただきたいと思います。

では、議事次第の3番「検証に係る検討の進め方について」、事務局から説明をお願いします。

ご意見、ご質問は、各説明の区切りごとにお伺いしますが、最後にも、全体を通してご意見、ご質問をお伺いする時間を取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【事務局（久保河川計画課長）】 河川計画課長の久保です。よろしく願いいたします。

お手元の資料－1について、進め方の資料をご覧いただければと思います。

図の青枠でお示ししておりますとおり、これまで実施しました検討の場、また同幹事会、及びパブリックコメントで出されたご意見を踏まえまして、治水対策における概略評価により治水対策案を抽出するところを今回対象とする。また、右手のほうにもありますとおり、流水の正常な機能の維持の観点からの検討におきましても同様ですが、概略評価をして、抽出していくということを今回説明させていただく予定でございます。

以上です。

【進行（高橋河川調査官）】 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見あればお願いいたします。

よろしいですか。

4. 構成員から頂いたご意見の紹介について

【進行（高橋河川調査官）】 それでは引き続きまして、4番の「構成員から頂いたご意見のご紹介について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局（久保河川計画課長）】 では、資料-2についてご説明差し上げます。

1 ページ目以降、各々の組織のほうからいただいたご意見を掲載しております。時間の都合上、全てについて網羅してご説明はできませんけれども、主なものをご紹介差し上げたいと思います。

まず2 ページ目、愛知県さんのほうからいただいている意見ですけれども、さらなるコスト縮減をというところでありますとか、検証の進め方について早く議論を進めてほしいというご意見をいただいております。また、新丸山ダムの賛否として、整備を早く進めていただきたいという意見もいただいているという状況でございます。

また、後日追加の中にも変更計画（案）としてありますけれども、予備放流については適切に運用されることが前提であるという中から、管理体制には万全を期していただきたいという意見をいただいております。

続いて3 ページ目、岐阜県さんからいただいている主なご意見ですけれども、後日追加のほうで集約されておりますのでご紹介させていただきますと、予備放流方式の取り入れというものが事業費の圧縮につながるというところ。ただ、予測不可能な最近の雨に対する、大量なピンポイントの雨に対するきめ細かな運用を実施されたいということのご意見をいただいております。

また、賛否につきましても、49戸の住民移転に対する地元の痛みを感じながら協力いただいているということでありますとか、関連する生活再建事業に対しての地元の期待、信頼感も大切にしていきたい。また、昭和58年の過去最大の水害に対応する事業であり、県民の安全を守る観点から早急に検証及び事業を実施されたいというご意見をいただいております。

続きまして、4 ページ目に移ります。三重県さんからいただいているご意見。コスト縮減のさらなる努力が必要でありますとか、河川断面を拡大する案は、下流の桑名市にとっては流量が増える案であり、危惧している。また、その他全般的の中の2段目になります

けれども、平成6年の大きな渇水で地盤沈下が発生、代替案の地下水の汲み上げについて、三重県としてはあり得ないというようなご意見をいただいているところでございます。

次の5ページ目に移ります。恵那市さんになりますけれども、現在、東日本大震災により原発の問題が取りざたされており、その中で水力発電の電力を取り上げるというのはいかがなものかというご意見もいただいているところです。

八百津町さんに至りましては、予備放流はいささか不安であるとか、また賛否に関するところで、いままで地元の対策等に協力した。また、家屋の移転等は49戸、丸山ダムで移転し、さらにまた移転するダブル移転の方も9戸いる。そういう方々の心情等からもダムの推進を図っていただきたいということがあります。

また、6ページ目の美濃加茂市さんに移ります。治水対策案のところですがけれども、かさ上げ案、引堤案は美濃加茂市の太田宿の街並みに大きく影響する。また、国定公園内の名勝を消してしまうという中から、歴史、自然に対する認識を加味してほしいでありますとか、激特事業のかさ上げの中で更なるかさ上げ等は非常にエネルギーが必要で、市民にも説明する責任がある。

また、後日追加の中でありましてけれども、引堤に関する更なる用地の提供には地権者の反対が予想されるでありますとか、大事な資源である景観美を壊すような掘削は市民の誇りと観光資源を潰すものであり、容認できないというような意見もいただいているところでございます。

続きまして、7ページ目に移ります。一宮市さんからの意見です。対策案全般のところでございますけれども、多くの比較案等が提案されると思うが、一番現実的な対応を示していただき、速やかな対応をしていただきたい。また、検証の進め方に関して、コスト重視というのは当然であるが、気候変動が激しく、いつ大きな災害が起こるか分からない状況の中で、治水対策の事業効果をより上げるために、工期というものを重視していただかないと問題があるのではないかという意見をいただいております。

また、桑名市さんになりますけれども、海水淡水化に関するご意見として、下流部の水産資源の豊富なところに関する、淡水化後の残りの濃い塩水について心配であるというところでありまして、後日追加の中の3行目、右の方になりますけれども、さらなる地盤沈下を招く恐れのある地下水取水については、対策案としては不適切と思われるというような意見もいただいております。

若干駆け足で見繕ってご紹介しておりますけれども、配付させていただいている資料を

ご覧いただくということでご理解いただければと思います。以上です。

【進行（高橋河川調査官）】 ありがとうございます。

ただいまの資料－２に係る説明につきまして、何かご質問なりご意見などあればお願いいたします。

特に趣旨がちょっと違った形で書いてあるとか、そういうところがあればと思ったんですが、特によろしゅうございますか。

5. 意見募集に寄せられたご意見及び検討主体の考え方について

【進行（高橋河川調査官）】 それでは、次は資料－３を使いまして、「意見募集に寄せられたご意見及び検討主体の考え方について」、ご説明をさせていただきます。

【事務局（久保河川計画課長）】 では、資料－３の説明をさせていただきます。

第１回検討の場、親会のほうで、複数の対策案に対して平成23年8月6日から9月4日の1カ月間の間、意見募集を実施しまして、一般の方からご意見をいただきました。意見提出者に関しては、個人11、団体1ということで、流域外は2者、流域内は10者ということになっております。

２ページ目に移らせていただきます。意見募集結果の概要になりますけれども、治水対策案に関する意見及び具体的な提案になりますけれども、木曾川と飛騨川の合流する今渡ダム山の山の下に巨大貯水池を、深さ20mならば2,000万m³の容量が出来るのではないかと。また、木曾川流域の人工林の自然林化への移行でありますとか、休耕田を調整池として有効活用する。また、これは特に河道掘削に関する意見として、貴重な観光、景観資源を消滅させる。地域や関係省庁の許可が出るとは考えられないという意見でありますとか、名勝地の保全の観点等から不適當という意見をいただいております。

また、流水の正常な機能の維持対策に関する具体的な提案に関しましては、1点が治水対策と同様の案でございます。また2点目、水問題の歴史的経緯、利害関係の難しさから実現性は困難と考えますが、上流ダム群でありますとか、水系全体での完全プールであるとか、そういった抜本的な再構築があるのではないかと。また、木曾川流域の人工林の自然林化への移行という意見をいただいております。

個別のご意見に関しまして、個別の治水でありますとか、流水でありますとか、ご意見

を踏まえた論点ごとに検討主体の考え方を記載したものを配付しておりますので、ご覧いただくということで省略させていただきます。

以上です。

【司会（高橋河川調査官）】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問なりご意見などあればお願いいたします。

では、特段ご意見等無いようであれば、次の概略評価の方でも関連してまいるところがあるかと思しますので、先に進めさせていただきたいと思います。

6. 概略評価による治水対策案の抽出について

【司会（高橋河川調査官）】 それでは引き続きまして、6番「概略評価による治水対策案の抽出について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局（久保河川計画課長）】 では、資料－4、卓上の方は机上に資料－4のA3のもの、大きなものも準備しておりますので、ご覧いただければと思います。

1ページ目、前回の検討の場の資料を冒頭に再掲しておりますが、時間も経っておりますので、お話しさせていただきながら進めたいと思います。

まず1ページ目、2ページ目に関しましては、再評価実施要領細目で示された26方策の中から、木曽川に適用可能な方策について整理したものでございます。青色の着色に関しましては、適用可能な方策ということで示したものです。またピンク色で着色した方策は、全ての治水対策案に組み合わせて検討するという整理をしているところでございます。

3ページ目のほうにお進みください。治水対策案の考え方になりますけれども、第1回検討の場の資料にはなりますけれども、木曽川に適用可能な10方策、先ほど青色の網かけをさせていただいた方策について、河川整備計画における治水対策の目標を達成するというを基本にしまして、単独もしくは複数の組み合わせで18案の治水対策案を立案しました。この治水対策案に関してパブリックコメントを実施させていただきました。若干中身を紹介させていただきますけれども、(3)のところの河道内の樹木の伐採でありますとか、河道の掘削というものを基本としまして、その他木曽川流域に適用可能な河川を中心とした方策を組み合わせで代替案を検討しているところでございます。

その結果を4ページ目のほうにイメージとして並べております。18の治水対策案をまと

めたものになります。

5 ページ目に移ります。その中で、先ほどご説明差し上げましたパブリックコメントにおける治水対策案の具体的提案ということを受けまして、寄せられた意見と検討主体の考え方を記載しております。

まず、木曾川と飛騨川の合流する今渡ダムの山の下に貯水池を造ってはどうかということに関しまして、まず貯留空間を山間部の地下に設置して洪水の一部を貯留し、ピーク流量を低減する調整池案、中流部の調整池案として追加をさせていただきます。木曾川流域の適用性として、木曾川沿川で設置可能な候補地を選定し、丸山ダムから今渡ダムの区間で検討するという扱いにしております。

2 点目に寄せられたご意見としまして、木曾川流域の人工林の自然林化の移行とあります。まず、人工林の自然林化に関しまして、森林の保全を対策案として追加をしております。この扱いですけれども、最も安い治水対策案である河道掘削、樹木伐開との組み合わせを基本としております。

ただ一方で、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目におきまして、「森林の保全は、（中略）森林面積を増加させる場合や、顕著な地表流の発生が見られるほど荒廃した森林を良好な森林に誘導した場合、洪水流出を低下させる可能性がある。しかし、顕著な地表流の発生が見られない一般の森林では、森林に手を入れることによる流出抑制機能の改善は、森林土壌がより健全な状態へと変化するのに相当の年数を要するなど、不確定要素が大きく、定量的な評価は困難であるという課題がある」と記載をされております。こういったことを斟酌する。また、森林の樹種による機能の相違等については、多様な意見があると考えております。

また、複数の治水対策案の検討においては、努力を継続する方策としては組み合わせているところがございます。

また、休耕田を調整池として有効活用するというに関しまして、細目等の記載をご参照いただければと思いますが、現在の水田機能の保全については、流域管理の観点から、推進を図る努力を継続する方策として全てに組み合わせるということで検討を考えております。

次の6 ページ目になります。また一方で、先ほど構成員のご意見でありますとか、パブリックコメントでもご紹介した意見を記載しております。すみません、このページは若干修正がございますが、下段の寄せられたご意見の凡例、パブリックコメントと構成員意見

とありますけれども、これは全く逆になっておりますので、上の2つの白抜きがパブリックコメント、2つの黒四角が構成員意見となっておりますので、お手元の資料のご修正をよろしくお願いいたします。

これに関しまして、意見がここに書いてあるとおり、貴重な観光、景観資源を消滅させる。また、地域、関係省庁の許可が出るとは考えられないでありますとか、堤防のかさ上げに関しましても、太田宿の街並みや国指定の重要文化財等の現存であるとか、景観を壊されるということに対する反対意見も出ているというところから、これに関する対策というものを検討しております。

次のページをご覧ください。これまでの検討経緯というところで、木曾川の特徴になりますけれども、上流部から下流部にかけて河道特性が異なるというところでありまして、特に今回論点になっております名勝木曾川の溪谷美が連続する掘込み河道となっているというところで、58キロ付近は鵜沼城址により河道断面が局所的に狭められているというところ。また、河口部に至りましては、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯を流下しているという状況でございます。

次の8ページに移ります。検討経緯というところの、名勝・国定公園等になりますけれども、名勝・国定公園内の改修を行う場合、関係自治体、省庁も含めてですけれども、協議が必要という状況になります。名勝区域の改修については、市町、県を經由し、文化庁に協議を行い、許可が必要となります。また、国定公園区域の改修については、市町、県を經由し、環境省の協議を行い、同意が必要となるという、事務手続として必要になるということになっているところをご紹介します。

それを受けまして、次のページをご覧ください。そういった手続の必要な範囲ということで明示しているところですが、名勝木曾川でありますとか、飛騨木曾川国定公園の区域を、凡例のとおり赤と緑のほうで区域を指定しているところで、木曾川がこの範囲で、犬山頭首工付近から上流の範囲になっているということをお示しているところがございます。

次に10ページ目に移ります。過去の改修経緯というページでございますけれども、名勝木曾川、飛騨木曾川国定公園の区域における過去の改修の経緯を整理しております。これに関しましては、昭和58年の洪水を契機としまして、河川激甚災害対策特別緊急事業において、河道掘削、引堤というものを景観に配慮して行わず、堤防のかさ上げにより対応しているという経過がございます。

次のページをご覧ください。11ページ目になりますけれども、前回立案した18案のうち、どのような影響があるかを整理しております。河道の掘削というものをベースとしまして治水対策案の組み合わせを考えている関係上、3、6、7、12、13、14、16、17、18と例示しましたところの河道は、基本的にこの日本ラインの周辺を掘削するという、そういったご意見に対する影響のある範囲ということになっているというところでございます。

次のページをご覧ください。これまでに立案した治水対策案（名勝・国定公園区域へ影響がある案）というところでございますけれども、引堤を含む3案につきましても、引堤のみでは目標の流下断面を確保できないため、掘削というものを組み合わせているという状況が実態としてあります。そういうことから、この4、8、9に関しましては、名勝・国定公園区域内に環境上の影響、景観上の影響も及ぼすという状況は整理しております。

次のページをご覧ください。また、堤防のかさ上げに関しましては、治水対策案5、10、11が関連しますけれども、中山道の太田宿に影響を及ぼすということが分かっております。また、仮に決壊した場合には、かさ上げという手段を更に取りることになります。ですので、被害が現計画よりも大きくなる恐れがあるというところを記載しているところでございます。

また、次のページをご覧ください。14ページになります。放水路を含む2案に関しましては、名勝・国定公園区域に影響が無いものとして兼ねてから立案していたところでございますけれども、コストが他の案と比べて高いということが課題としてあります。

次のページをご覧ください。15ページになります。これらを踏まえまして、これまでお示したもののなかで、そういった名勝木曾川でありますとか、飛騨木曾川国定公園区域への影響を緩和する河道の掘削案というものを提示しております。ただ、そういったものの影響を緩和することは出来ても、若干やはり堤防のかさ上げというのは生じるということにはなっておりますけれども、治水対策案の7を基本としまして、景観上の影響を緩和する検討をしたものを案として加えております。名勝に影響する範囲を除いて河道の掘削を行いまして、影響のある範囲は堤防のかさ上げ等を組み合わせた治水対策案の7'というものを立案しております。

以上より、名勝木曾川、飛騨木曾川国定公園の影響がない案としましては、放水路案もしくは現計画案、新丸山ダム案、また新たに立案しました7'の案ということになるというものの整理になります。

16ページ目をご覧ください。これは16ページ目と17ページ目が続きになっているところ

でございますけれども、パブリックコメントによる2案と、検証主体により地元への影響を緩和する対策案の1案、先ほどの7'でありますけれども、追加したものを表にして表しております。ご説明させていただきました3案の追加により18案が21案になりまして、概略評価による抽出の作業に入っていきたいと考えております。

続いて、概略評価による治水対策案の抽出の考え方というところに進ませていただきます。ということで、前回ご提示しました18案に加えた21案に関して、今回の概略評価による治水対策案の抽出という作業をさせていただくということで、前回のおさらいも含めて今までご説明差し上げたところです。概略評価による治水対策案の抽出については、これは再評価実施要領細目に記載しておりますけれども、中の1)のイ、ロ、ハをご覧いただければと思いますけれども、制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる案、また治水上の効果が極めて小さいと考えられる案、コストが極めて高いと考えられる案等を除くことで抽出作業をしていくということになっております。

また、明らかに不相当と考えられる結果となる場合等、そういったものも除くこととしているところでございます。

その中で、2)になりますけれども、同類、後ほど「グループ」という表現をしておりますけれども、同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し、最も妥当と考えられるものを抽出するという考え方になっております。

次のページをご覧ください。19ページになりますけれども、グループを5つのグループに分けました。1つ目が河道で流す対策案ということで、その中でも特にハイウオーターレベル、計画高水位を変更しないというものを1のグループにしております。

また、2のほうは河道で流す対策案の中で断面を増やすわけですけれども、ハイウオーターレベル、計画高水位の変更が必要となり、堤防の高さが高くなる、もしくは背後地のリスクが高まるというところがありますので、そういったものを2としてグループを分けております。

また、3になりますけれども、流域で貯める対策案ということで、貯留施設を設置するものを3。

4に関しましては分流する対策案、先ほど放水路の2案と表現しておりましたけれども、それを4としております。

また、5の流域対策を実施する対策案としまして、雨水貯留施設であるとか、浸透施設等、また人工林の自然林化を実施するものということで5を記載しております。これは後

ほどグループ1、2、3、4、5ということで、「グループ」という表現をさせていただくのがこの数字になります。

また、それぞれの対策案になりますけれども、河道で流す対策案は20ページから31ページになりますけれども、若干紹介させていただきますと、まず河道の掘削のみで対応する案として、1-①というものを提示しているのが20ページ、21ページになります。これは樹木伐開はするのですが、河道掘削を基本として考えるという案になっております。

1-②は引堤ということで、これを基本とする案ということになっております。これは先ほどご紹介差し上げたとおり、若干河道の掘削が生じる。

また、1-③になりますけれども、24ページ、河道掘削と河道内の樹木の伐採ということで、これが定量的に表現したものの中で、一番完成までに要する費用が安い案になっております。河道対策案7であります。

対策案8、26ページになりますけれども、引堤と河道の掘削を組み合わせた案ということでご提示しております。

また、1-⑤、引堤と河道内の樹木の伐採を基本とした案ということになっております。

次に進みますと、32ページ以降、39ページまでがグループ2になります。これに関しましては、堤防のかさ上げ等、ハイウオーターレベル（計画高水位）を上げる案になります。堤防のかさ上げでありますとか、特に今回追加しました2-②になりますけれども、治水対策案7'というものの、34ページになりますけれども、若干詳しくご紹介差し上げますと、河道の掘削により河道内に水が流れる断面積を増大させるという中で、所要の水位低下を図る。また、堤防のかさ上げをすることにより所要の流量を流下させる。また、名勝木曾川、飛騨木曾川国定公園、日本ラインの溪谷美を形成する奇岩への影響が無い掘削を実施するというので、掘削する範囲を景観に影響のない範囲で絞った案になっております。

ただ一方で、やはり掘削する範囲が限られるものですから、その中で堤防をかさ上げする区間というものが、現在の計画高水位より高い水位で洪水を流すということになりますので、仮に堤防が決壊した場合には被害が大きいという課題を記載しております。

また、河道の掘削、堤防のかさ上げを行ったところから段階的に治水効果が発揮されると、そういった安全の向上はあるという記載もさせていただいている。ただ堤防のかさ上げ及び河道改修に伴う橋梁4橋の架替えということにより、約300軒の家屋及び店舗の移転が必要となると見込んでいる。完成までに要する費用は約2,400億円ということで計上しております。

残り対策案10、堤防かさ上げ+河道の掘削でありますとか、38ページ、堤防のかさ上げ+河道内の樹木の伐採というところがグループ2の中で提示させていただいている案でございます。

続きまして、グループ3の流域で貯める対策案というところをご紹介させていただきます。これに関しましては対策案1から5になりますが、ページ数でいいますと40ページから53ページになりますけれども、ご紹介させていただきます。

まず、ダムの有効活用ということで、既存のダムの、これは相手のある話ではありますけれども、他用途容量等が使えるということを仮定しましたダム有効活用案ということで、他用途容量の買い上げであるとか、既設ダムのかさ上げということで、対策案1を組んでおります。補足は次の41、42ページになります。

対策案6になりますけれども、43ページ、調節池と河道の掘削という提示をしております。

また、45ページ以降は対策案12ということで、ダムの有効活用と河道掘削、河道内樹木の伐採というものを計画として組み合わせたものになります。

13がダムの有効活用、47ページ以降ですけれども、ダム有効活用と河道の掘削を組み合わせた案ということで、これは前回までにご紹介させていただいている案です。

14に関しましても、50ページ以降、調整池+河道掘削+河道内樹木の伐採という案になっております。

最後に3-⑥、52ページになりますけれども、パブリックコメント等で具体的な提案がありました調節池（中流部）というものを記載しております。今渡ダム付近の地下の調節池を確保し、河道のピーク流量を低減し、水位低下を図るというものになっております。貯留施設の完成時には、全川に亘って安全度が大幅に向上する。ただし、完成までに要する費用については、掘削のみ見込んでおりますけれども、5,700億円かかる。また、その他の費用として法面の養生でありますとか、柱、また流入や放流施設等の費用が必要となるということで、「少なくとも」という表現を付記させていただいているところでございます。以上がグループ3のご紹介になります。

グループ4に関しましては2案ございますけれども、分流する対策案ということで、54ページから57ページになりますけれども、1つ目が上流区間と下流区間に分けまして、それぞれの放水路を整備するという案になっております。配置に関しては55ページの案をご覧ください。以上でございます。

また2案目、対策案15になりますけれども、下流部の対策を河道内の樹木の伐採で対応し、上流部の放水路を残すという案でございます。これに関しては、景勝地でありますとか、河道内をいじることなく、ハイウォーター（計画高水位）も上げずに対応できる数少ない案の一つになりますが、費用が約7,300億円ということになっております。以上、グループ4でございます。

残りのグループ5になりますけれども、58ページから63ページのご紹介に移ります。流域対策を実施する対策案ということになります。まず58ページでございますけれども、雨水貯留施設と雨水浸透施設、また河道の掘削、河道内の樹木の伐採というものを考えたものでございます。

続きまして、60ページになりますけれども、治水対策案の18、雨水貯留施設、雨水浸透施設、また水田等の保全（機能向上）というものを見込みまして、河道の掘削、河道内の樹木の伐採を行うものでございます。

また、グループ5の3つ目の案になりますけれども、対策案20、人工林の自然林化と河道掘削、河道内の樹木伐採を組み合わせたものになります。まず、人工林の自然林化は効果を定量的には評価ができないため、河道の掘削、河道内の水が流れる断面積を増大させるということで所要の水位低下を図るということにしております。河道の掘削を行ったところから段階的に治水効果が発揮され、安全度が向上します。河道改修に伴う橋梁1橋の架替えにより、180軒の家屋及び店舗の移転が必要となります。完成に要する費用は不確定ということにさせていただきます。これに関しましては、名勝木曾川でありますとか、飛騨木曾川国定公園、日本ラインの溪谷美を形成する奇岩の掘削等を必要としてしまうという案になっております。

ということで、今まで各グループにおきましての対策案の紹介をさせていただいたところでございます。おさらいも含めてちょっと時間をかけてしまいましたけれども、これから各グループの抽出に関する考え方を各ページでご紹介いたします。

64ページになりますけれども、グループ1、河道で流す対策案のハイウォーターレベル（計画高水位）の変更無しということですが、この中で、7の河道掘削＋河道内の樹木伐採というものが最も完成までに要する費用が安いということで、その他に優越するということで判定を③のように「○」ということにしております。

続きまして、次の65ページになりますけれども、グループ2の河道で流す対策案のハイウォーターレベル（計画高水位）の変更があるものです。計画高水位が高くなってしま

案に関しまして、先ほどご提案差し上げました7'の河道掘削では若干ハイウオーター（計画高水位）が上がるわけですが、費用としましては旧来挙がっておりました堤防のかさ上げ案よりも若干安いということから、最もコストで有意な対策案7'案というものを抽出しているところでございます。

66ページにお進みいただきまして、グループ3、流域で貯める対策案、これはハイウオーターレベル（計画高水位）の変更が無いものですが、この中で、①、③の案に関しまして、ダムの有効活用に関しましては、関係河川使用者等との調整を伴うということで費用を不確定としている関係上、最も費用化されたもので安い⑤の14、調節池（三派川）というものがありますけれども、それを抽出するとともに、不確定のものも排除できないということから、今後の意見聴取に委ねるという形で、対策案として残して抽出しております。

グループ4、67ページになりますけれども、分流する対策案、これもハイウオーターレベル（計画高水位）の変更が無いものですが、その中で相対的に安いもの、完成までに要する費用が約7,300億円と計上されております、15、放水路（上流区間のみの案）というところを抽出しております。

続きまして68ページになりますが、グループ5、最もコストで有意な対策案、17案ということになっておりますけれども、雨水貯留施設、雨水浸透施設、河道掘削、河道内樹木の伐採という対策案が、完成までに要する費用が最も安いということで抽出しておりますのと、また人工林の自然林化というところに関しまして、量的に見込むことができないということから、実現性の観点から、予算も不確定であるということから抽出をしております。グループ5に関しましては、17、雨水貯留施設等の案を抽出するということになっております。

若干駆け足でお話し差し上げましたけれども、以降、69ページ、70ページをご覧いただいたほうがわかり良いかもしれませんが、冒頭の概略評価21案、1案から20案までと7'の案を加えました21案の中で、このグループ1から5までの中から、先ほどご説明差し上げました抽出をしたものを、黒の太字で残したものをご提示している資料が70ページになります。

ということで、駆け足でしたが、資料-4についての説明を以上で終わらせていただきます。

【進行（高橋河川調査官）】 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明した内容につきまして、ご質問、ご意見などいただきたいと思
います。

かなりボリュームの多い内容でございますので、まず前半でご説明をさせていただきました、これまで特に河道の対策について、いろいろなご指摘を前回も含めていただいてきておりますので、そういったこれまでの議論を踏まえて、新たな治水対策を立案してまいっておりますので、その辺りを中心に、河道掘削等の影響ですとか、影響を緩和する案として7'というものを紹介させていただきましたが、その辺りについてのコメントをいただければというふうに思います。

資料でいきますと、冒頭のところから大体17ページぐらいまで、この辺を中心に、特に河道を掘削する、あるいは堤防をかさ上げする、引堤をする、それを緩和する方策として、15ページの河道の掘削とかさ上げを組み合わせる案を新たにご提示させていただきました。この辺りについて少し議論を、新しい部分でもありますので、議論を深めることができればと思いますが、如何でしょうか。

【美濃加茂市（海老副市長）】 美濃加茂市ですけれども、美濃加茂市の場合は、ご存じのように飛騨木曾川国定公園があるわけですから、基本的には河道の掘削とか、堤防のかさ上げというのは、全面的に反対したいと思っています。

なぜかと言いますと、現在、美濃加茂市側で中濃大橋まで、坂祝境まで既に堤防でかさ上げもされておりまして、もう10m位堤防が高くなっているわけです。そこが河道を掘削するという案ですね。そうしますと、いまの堤防の天端から水面の位置が3mプラスになると、広くなると。従来でも堤防がもう3キロほど続いているのが、もっと高い堤防に見えてしまうということで基本的に反対ですし、坂祝町側、各務原市側は今度かさ上げされるというような話があるんですけれども、これもやはり我々従来、太田側で堤防の高さの脅威、その怖さを見ると、それを再度10キロぐらい下流までそういう堤防をつくってしまうというようなイメージになるわけですね。

そうしますと、景観というのが非常に悪くなるというか、圧迫感が出てくる。いわゆる万里の長城の横を船で行くみたいな形になりますので、これは景観上いかなものかというふうに思っておりますし、それから特に私ども太田橋付近では、平成6年の時に化石林というのが水の濁水したときに発見されて、日本最大級だと新聞で書かれていましたけれども、400本以上の化石林が発見されたというような場所でありまして、この地層という

んですか、ここにはいろいろな化石が存在しているというのは、専門家の中では十分評価いただいておりますので、そういう地層の研究、そういう場所としては最も適したところであるというふうに思っておりますので、それを掘削してしまうというのは、やはり文化的な意味からいくと、非常に残念じゃなくて、これは残してほしいというように思っています。

以上です。

【進行（高橋河川調査官）】 ありがとうございます。

今、副市長から言われた、ちょっと確認ですけれども、堤防が3m広くなるというのは、掘削によって平常の水位が下がって、その分だけ堤防が高く見えるというか、平常の水位から見ると高く見えるという意味合いでよろしいですか。

【美濃加茂市（海老副市長）】 はい、そうです。

【進行（高橋河川調査官）】 わかりました、ありがとうございます。

そのほかは何かございませんでしょうか。

前回の検討の場でご意見をいただいている中で、河道の関係でいきますと、三重県さんが河川の断面を拡大する案は、下流の桑名にとって流量が増える案であり、危惧しているということですが、この辺は何かございますか。

【三重県県土整備部（水谷次長）】 治水として、下流域にとって目に見えた効果ということから考えて、やはり非常にわかりにくい話になってくると思いますね、水位が上がるということについては。他のところで、全体としてどこか安全な部分が確保されるということは当然あるかと思いますが、下流域としましては、まずもって水位、ハイウオーター（計画高水位）が下がるということが非常にわかりやすい提案になるじゃないかなというふうには考えております。

【進行（高橋河川調査官）】 ありがとうございます。

それから、あとは直接の地元になります岐阜県さんのほうはいかがでしょうか。

【岐阜県県土整備部（金森部長）】 意見を言う前に、少し確認をさせてもらいたいんですけども、議論の進め方として、今のこの70ページの5グループに分けて21案ありますよと。これはパブコメも含めて、考え得る全ての案を考えたということだと思んですけども、今日はこれに対する議論をして、いいのか悪いのかというのを決めていく場なのか、あるいはそれぞれ自分の思いを言っていけばいいのか、そこの辺についてどういうふうにこの議論の進め方というのは考えたらいいいのかというのがちょっとわからなくて、教えてもらいたいんですけども。

【事務局（久保河川計画課長）】 基本的に、今回ご提示した抽出の考え方そのものに対してもご意見いただくことは対象としておりますので、それぞれの案に対する実現性でありますとか、地元としての受け取り方に関するご意見も当然対象になりますし、今回抽出の考え方そのものに関するご意見に対しても、今回議論の対象であると考えております。

【岐阜県県土整備部（金森部長）】 ということは、どんな意見でもいいから言ってくださいというようにもちょっと聞こえますので、意見を言わせていただきますと、河川改修、治水安全度を上げるためにはやっぱり確実でなきゃいかぬと思うのですよ。それは時間的にも、効果にしても、安全度にしても。ここにある21案というのは、もうとにかく千差万別といいますか、こんなことが本当に出来るのかと、例えば人工林の自然林化とか、放水路とか、とても出来そうもない案も同列に並べられていて、これはとても不可能だなというふうに思わざるを得ないと思います。

先ほど美濃加茂市さんがおっしゃった河道の掘削、普通こういう案というのは代替案として考えられる案ですけども、やっぱり河道の掘削案、ここの場合は特殊な事情がございまして、日本が誇る日本ラインですから、この環境面からいってやっぱり河道の掘削というのは慎重であるべきだろうというふうに思いますし、これを進めていくというのであれば、本当にこの地元だけではなくて、よその地域外の人たちの意見も十分聞く必要があるということではなければいけないと思います。そういう意味では、この景観を崩すというのは難しい案だろうなというふうに思います。

それから、かさ上げも安全性からいって、今相当高い堤防が美濃加茂市に立っていて、更にそれを上げる案というのは、やっぱり危険性が非常に高くなりますので、ちょっとこれはあり得ない。引堤も同じことですけども、そういう意味では難しいなというふうに

思いますし、なかなかこのいろいろな代替案が直ちに良さそうだなというのは難しいなというふうに思いますので、少しこの案を本当に実現性があるのかなのか、時間軸から見て本当に直ぐやれそうなのかどうか、効果は確実なのかどうか、この辺も少し評価をして教えていただくということが必要になるのではないかなというふうに思います。

以上です。

【進行（高橋河川調査官）】 わかりました、ありがとうございます。

いま最後にいただいた案の実現性等につきましては、また今後、総合的な評価にも繋がっていくところかなというふうに思いますので、しっかりと我々としても評価をしていかなきゃいけないというふうに認識をしております。

【事務局（久保河川計画課長）】 若干追加、補足させていただきますけれども、今回あくまで技術的に可能かということも含めて代替案の抽出をさせていただいているところですけれども、今後評価軸ごとの評価というものに進むに当たりまして、その実現可能性も含めて各項目ごとに評価するという表現をさせていただく中で、本日いただく意見も踏まえて、その評価に活かしていくという作業になってまいりますので、そういった手続についてご理解していただければと思います。

【三重県県土整備部（水谷次長）】 若干関係するのかなと思うんですけれども、進め方として、今ここに書いていただいているような5つのグループに分けて、その中からいいものを抽出する、その中で1案に絞りがたいときには複数案をもってというような進め方で今、検討していただいているのかなと思うんですけれども、例えば分流する対策案というところで1案残していただいているわけですが、この資料を見せていただくと、明らかにコスト面で他のグループの案より劣る案であったりとか、その案に対するパブリックコメントの中でのご意見でも、実現不可能な案であるというようなコメントもついているような案であっても、この5つに分けて、どうしてもその中の1つは残すんだというところを無理に守ろうとすると、これからの作業で発散するというか、当然精査するには時間も費用もかかるわけですので、そこら辺のところも少し今の段階で切れる部分というか、5つのグループの中でも少し整理をしていく必要もあるのではないのかなという気はするんですけれども。

【事務局（久保河川計画課長）】 ご指摘のとおり、放水路案というのは極めてコストが高いというのは、これはもう見比べればすぐわかる話であるのですけれども、この手順の中で、同様の治水対策案がある場合は、その中で比較して最も妥当なものというものも考えている中もありますし、またその他の治水対策と比べまして、このハイウォーター（計画高水位）を上げずに、しかも当該景勝地を改変せずに対応するというのを考えますと、どうしてもこの放水路案というものが、そういった関係の景観も、治水対策としてのハイウォーター（計画高水位）も上げないという、評価軸の中で有力なものになってくるものですから、排除しないということで考えさせていただいているということでございます。

【三重県県土整備部（水谷次長）】 わかりました。コスト以外の部分で他の案よりも優る可能性があるということで残されていることであれば、理解させていただきます。

【愛知県建設部（沼野技監）】 愛知県ですけれども、例えば掘削とか何かについては、日本ラインということでかなり気をつけていただいているような形になっているんですけども、実は7'の案、15ページが一番わかりやすいと思うんですけども、実は15ページの左下のところに犬山の頭首工から名鉄の犬山橋の間、ここが掘削することになりますけれども、日本ラインほどのファクターではないかもしれませんが、実はここは犬山市のほうで鵜飼の場所になっておりまして、現在でも河岸からずっと下に下りて行って鵜飼船へ入っていくわけですけれども、これ以上掘削等が入りますと、やはり非常に使い勝手が悪いというか、いわばファクターとして一つ入っていなかったものですから、ここはたしか犬山市のほうで、いわゆる観光の目玉として鵜飼等が観光会なんかでされておりますので、こういうファクターも少し配慮していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

【事務局（久保河川計画課長）】 ご指摘のところに関しましては、今回新たな立案における中で、水面下の掘削のみをさせていただくということの中で景観上の配慮をさせていただいたところではありますけれども、ただ、いまご指摘いただいたとおり、そういったところの環境上の改変について、影響が全くないという確証もございませんので、そういったところに関する危惧に関しましては、今後の検討にご意見として受けとめさせていただ

だきたいと思います。

【進行（高橋河川調査官）】 恵那市さんお願いします。

【恵那市（三宅良政副市長）】 岐阜県の恵那市です。48と49ページですけれども、一番わかりやすいのでは48ページ、ちょうど私どもの市の中に笠置ダムと大井ダムというのがあるわけですが、それをかさ上げすることについてご意見を申し上げたいと思います。

大井ダムは、皆さんご承知のとおり、日本最初の発電ダムということで、恵那峡といういわゆる観光地でございます。そこを3mも上げてもらったら沈んでしまいますよね。だから、それは観光地にとっては大打撃になるということで、かさ上げについては反対です。

そして笠置ダムについても同様なことが言えまして、5.2mも上げますと、水田が無くなってしまいます。うちらはいま過疎対策ということで来ていただきたいわけですが、そんなますます過疎に拍車をかけるようなことは反対をさせていただきます。

そして、もう一つ違う意見ですけれども、どこへ落としどころを考えてみえるのですか。これは本当は一番最初にやることじゃないですか、こういうことは。でも、丸山ダムをかかさ上げするというので進んできたものが、検証ということはわかりますが、どこへ持っていかれるんですか。費用もそれぞれのもので大体わかるじゃないですか、こんなものもう実現不可能だとか、これだけ費用がかかったらいかんとかという中で、それとずっと時間をかけてやられ過ぎじゃないですか。もうちょっとスピーディにやって動いていかないと、うちらは待っているんですよ。早くやって下さいということ、強い気持ちで地域の皆様方も。

その中で、これはもう一昨年だったか、こうやって2年も続けてみえますよね。もう少しスピードをアップしてやっていただきたいということを要望させていただきまして、私の発言とさせていただきます。お願いします。

【中部地方整備局（五十嵐河川部長）】 ありがとうございます。いま副市長さんのお言葉、重く受けとめます。

ただ、ダム検証という制度で、予断を持たずにということで我々事業者としてやった後に、東京の、また中央の検討会に、予断を持たずにこのプロセスも含めてしっかりと中身を説明する。そういう中で、もう副市長の立場からすると当たり前じゃないか、何をやっ

ているんだということかもしれませんけれども、全く白紙の方々にちゃんとプロセスも含めて自信を持って説明するというのでやっていますので、いまの言葉は本当に重く受けとめますし、私も東京、霞が関に伝えますけれども、ただ本当に申しわけないですけども、きっちりと詰めた形で堂々とやると。ただ、我々は全く予断を持っておりませんので、落とすどころと言われると今にわかにお答えできませんけれども、誰が見ても「ああこの案だね」ということで、みんなが納得できるような案をぜひつくっていきたいと思いますので、ただ時間をだらだらとかけるということまで考えておりませんので、その辺はぜひご理解いただきたいと思います。

【進行（高橋河川調査官）】 岐阜県さんお願いします。

【岐阜県県土整備部（金森部長）】 岐阜県の金森ですけれども、ちょっと提案させてもらいますけれども、70ページのいまの5グループ21案ですけれども、ずっと見ていますと、さっき三重県さんもおっしゃったけれども、数が大変多いんですよね。比較検討の形が多過ぎるのではないかと。こんなにたくさん比較してしまったら、とにかく何が何だかよくわからないという案になりはしないかというのをちょっと心配していて、いろいろ見ていると、河道内の樹木の伐採ってずっとかけていますよね。河道の掘削と河道内の樹木の伐採、1・1ではないんですけれども、河道を掘削すれば樹木も伐採するというふうに考えれば、この辺の案というのは一つにできないのかというふうにも思うわけですけれども、それについてはどうでしょうか。

【事務局（久保河川計画課長）】 今回ご提示している、まず1のグループ1の中で、7の河道掘削＋河道内の樹木伐採というのが基本的には最もローコストということになりますので、やはり一つの比較軸としましてコストというものがベースになっている中で、これを基本とする中で、その他の組み合わせで組み立ててきたというところがございますので、あくまでセットになってしまっているのは、もうそういう組み立てをしてきたというふうにご理解いただければと思っているところであります。

【岐阜県県土整備部（金森部長）】 よく見ると、何か字が濃かったり薄かったりしますよね。この河道の掘削、例えば1番と2番と3番は、1番、2番は字が薄くて、3番が組

み合わせている案ですけれども、じゃ1、2はなくて3番があるのかどうか、何か色の違いがあるような感じもするんですけれども、それはどういうわけですか。

【事務局（久保河川計画課長）】 これは、先ほど抽出して「○」をつけたもの、グループ1は③のみを抽出しますと。

【岐阜県県土整備部（金森部長）】 ああ、そういう意味ですか。わかりました、理解しました。21案やるというわけじゃないですね。

【事務局（久保河川計画課長）】 いや、違います。それぞれでグループごとに1案抽出を基本としたわけですけれども、グループの3に関しましては、やはりダムの有効活用に関しまして相手もある話でございますので、今の段階で棄却はできないだろうということで、グループ3に関しましては3案、1と12と14になりますけれども、それを抽出せざるを得ないかという評価をしているところでございます。

【一宮市（岡田建設部長）】 一宮市でございます。中流域の自治体としまして、今回示していただいたところの幾つか気になるところの案のご意見を言わせていただきます。

まず一つは中流域の堤防のかさ上げ、ここはもう市内ほとんどが堤防にびっちり家が張りついておりますので、現実問題として非常に難しいだろうなというのが実態として非常に感じております。

あと、河道内の樹木の伐採につきましては、この樹木の伐採だけのことを言いますと、実を言いますと住民の方から伐採してほしいという要望等もございますので、ここの伐採だけのことを考えれば、特に問題はないのかなという感じがしております。

あと、先ほど岐阜県さんのほうからもありましたように、今回の最終的な絞り込みなり、この案の提示のところが、市の中でもいろいろ議論したわけですけれども、なかなかわかりにくいというか、それがやはり先ほど来意見がありました、一宮市としてはもう早く完成まで持って行ってほしいという、その工期のほうも非常に意識をしているものですから、今回のこの65ページからずっとある中で、コストは非常に強調されているのですが、先ほど分流に対する対策案のところでも言われましたように、仮に今の段階では比較できないのであったとしても、備考にちょっと書いていただくとか、何らかの工期の意識というの

は、この比較の中で、抽出する中で若干要るのかなと、そこは市として非常に感じたところでございます。

以上でございます。

【事務局（久保河川計画課長）】 今、言われたご意見に関しまして、評価軸ごとの評価というものもさせていただく中で、明確にあると書けるものは工期を明記するという形は検討してまいりたいと思います。

また、先ほど金森部長からいただいた抽出結果ですけれども、69ページの網かけを除いた赤枠をご覧くださいと抽出後の案が良くわかるかなと思っておりまして、これと、先ほどの表の薄いものと濃いものがすごく見づらくなっていて恐縮ですが、抽出案というのは赤の枠で括ったもののみを抽出するという案でご提示しているところでございます。よろしく申し上げます。

【司会（高橋河川調査官）】 あと治水関係のほうでご発言をいただいていない方、お願いいたします。

【八百津町（飯田参事）】 丸山ダムの直下の八百津町のほうからまいりました。

この検討の場は1回で、幹事会が第4回目を迎えたわけですけれども、この開催に向けては膨大な事務等を中部地整のほうでこなしてこられたということをおっしゃるけれども、先ほどこの代替案と申しますか、対策案についていろいろご意見があったわけですけれども、私の率直な気持ちとすれば、この代替案の完成までに要する費用、あるいは完成するまでの期限、また実現性、こうしたことを思いますと、これはクリーンヒットだというような代替案とは思えない、はっきり申し上げます。

なぜこのクリーンヒットと思えないかといえば、もう結論から申し上げれば、現行計画の丸山ダム、このかさ上げが最良であるということだと私は思っております。また、平成22年12月に第1回の幹事会が行われまして、私は第2回目から参加をさせていただいたのですけれども、その第1回目の幹事会において、これは釈迦に説法のような話ですけれども、その中のご説明の中で、「丸山ダムは、昭和61年に治水機能を向上するために建設に着手した」。現在、建設中でございます、ここから大事なところですね。「洪水調節機能が十分に確保されていないという状況でございます」ということでございました。

そして、この木曾川水系河川整備計画の目標、これを見ますと、戦後最大洪水となるいわゆる9.28、昭和58年9月28日の洪水、この同規模の洪水が発生しても安全に流下させることがまず第一の目標ということは、もう今更私が申し上げることでもございませんけれども、そういう中で、昭和58年からもう既に29年が経過し、今まで私が出席させていただいた説明によれば、ダムが完成するまでに16年がかかる。単純に計算すれば、その9.28からダムが完成するまでに約半世紀かかってしまうということでございます。

そして、特に八百津町の話をしていただきますと、昨年、一昨年と豪雨災害がございまして、特に、昔はそんなことはなかったんですけれども、気象の変動が激しいなど、そんなことを思っております。先ほど恵那市さんがおっしゃられたんですけれども、幹事会からもう既に2年を経過しようとしているということございまして、当然スライドしていけば、スタートが遅れば完成は遅れる。じゃあこの遅れたことによって、万が一洪水が発生したら、その責任はどうなるのか、あるいはそれが本当に自然災害と言えるのかということをおもいますし、何よりも万が一のその洪水を受けられた、その被災者が不幸であると、そんなことを思っております。

そして、前の資料を見ますと、事業の進捗状況などを見ますと、特に八百津町では49戸の家屋がもう移転を完了しております。そういうものも含めて600億円余の事業が進捗状況の中で執行されているということございまして、もう本当に一刻も早く工事の再開、そしてあわせて本当に一刻の猶予も許されない、そんな気がします。特に八百津町も含め下流域、流域住民に対する、今取るべき責任というのがダムの建設ではないかと、そんなことを思っております。ダム直下の町から来た職員としまして、首長ももちろん同じ考えを持っておりますけれども、一応住民も決してダム建設に反対など全くないという状況下から、先ほど河川部長がおっしゃられた予断を持たずにということは十二分にわかりますけれども、もうはっきり申し上げまして、もう猶予、そんな時間はない。河川部長から「じゃここでダムを建設しましょう」なんていう回答がいただけるとは思いませんけれども、そうした気持ちです。よろしくお汲み取りをいただきたい。

【中部地方整備局（五十嵐河川部長）】 予断を持たずに検証していますので、しばらくいろいろご意見をいただきながら、もうしばらくこの検討の場におつき合いいただきたいと思っております。

我々も全くさぼっているつもりはございませんで、慎重にも慎重を期して、いま大型公

共事業に対して大変厳しくなっていますので、いまの水源地、あるいは直下流の日ごろの肌感覚として、最近のゲリラ豪雨とか、洪水の怖さを身を持って感じている方の声は重く受け止めますけれども、我々もいろいろな意見の方に対して、自信を持って答えられるような検討をしていきたいと思っていますので、大変申しわけないんですけれども、ご理解いただきたいと思います。

【八百津町（飯田参事）】 ぜひとも重く受けとめていただきたい。

【中部地方整備局（五十嵐河川部長）】 はい、もう今日は汗が出るぐらい重く受けとめました。

【司会（高橋河川調査官）】 桑名市さんお願いします。

【桑名市（水谷都市整備部部長）】 桑名市です。皆さんの意見と同じですけれども、やはり新丸山ダムの建設ということが必要であろうかと思えますし、もう早くやっていただきたいということは、下流域としましても強く要望をしていかなければならないと思えます。

そういった中で、1点だけ確認ですけれども、これまでにいろいろな会議の場で発表されたのかもしれませんが、全体のスケジュールですけれども、いま河川部長さんがおっしゃられたように、東京のほうではきちっと白紙から説明もしなければならぬし、新たな課題の説明も要る、その中でいろいろ検証をしていくと。ただ、案にこれはだめだ、これはイエスだということでは無しにということとは良く分かるのですけれども、それじゃ何時になったらとか、作業がこういうような工程があつて、最終的にはこういうようなスケジュールの中で処理が出来ればというところがございましたら、少しお話をいただきたいと思えます。

【中部地方整備局（五十嵐河川部長）】 いま治水の話もやっていますけれども、治水の話は今日、十分お聞きしました。

それから、もう一つ難しいテーマとして、正常流量の話もあつて、この代替案については関係利水者であるとか、ダムの例えば関西電力も含めて、後ほど説明しますけれども、

関係者の意見を聞くと。治水案の中でも一部そういうのはありますけれども、まずは関係者の意見を聞いて、治水の部分と正常流量の代替について、今日は治水について、あるいは正常流量について、ある程度案を絞った形までご了解いただいて、次の段階でまた絞って総合評価ということに結びついてきますけれども、その検討があると。

時期についても、何時までにというその目標を置くのではなくて、しっかりと関係者の意見を聞きながら積み上げていながら、最後の総合評価まで持っていきたいと思っていますので、時期についても今のところ明示できるような案は私は持っていません。

【進行（高橋河川調査官）】 お時間の関係もございまして、治水のほうについては一通り皆様のご意見を頂戴出来たかなというふうに思っております。

今日の議論、河道掘削案につきまして、特に非常にご心配を持たれている向きが多数あるということがかなり明らかになってきております。特に美濃加茂市さんから、坂祝町さんへの影響があるのではないかと、あるいは岐阜県さんからも、掘削については地元のみならず、その地域外の意見も聞かないといけないのではないかとぐらいのご意見を頂戴したというところであります。

この辺、事務局といたしましてもできる限り、今日ご参加いただいている方々はもちろんですが、地元の自治体の皆さんとか、いろいろな方の意見を聞きつつ進めていきたいと思っておりますので、また今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

7. 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出について

【進行（高橋河川調査官）】 それでは引き続きまして、「概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出について」、事務局のほうから説明をお願いします。

【事務局（小林河川環境課長）】 河川環境課の小林でございます。よろしくお願ひします。

それでは、「概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出について」、資料1-5でご説明させていただきます。お手元のほうにA3版の大きくして見やすくした資料がございますので、そちらを見ていただければと思います。

では、1ページでございます。これは第1回検討の場でもお示ししました流水の正常な機能の維持対策案における13方策の概要と、木曽川流域の適用性について示したものでご

ございます。青色で着色した方策が適用可能な方策となっております。また、8、11、12、13案のピンク色で着色した方策は、全ての対策案に組み合わせて検討することとしております。

2ページ目でございます。第1回検討の場におきまして、流水の正常な機能の維持対策案として9つの対策案を立案しております。これらの対策案につきまして、パブリックコメントを実施いたしました。

3ページ目をお願いいたします。そのパブリックコメントでいただいた具体的な提案としましては、以下3つの意見をいただいております。

1つ目のご意見としましては、木曾川と飛騨川の合流する今渡ダムの山の下に巨大貯水池、1キロ四方の穴で深さ20mならば2,000万m³の容量ができますというご意見です。この意見は、木曾川中流域の地下に貯留施設を建設する案ですが、既に第1回検討の場で対策案1として、河道外貯留施設としまして、木曾川中流域の地上に貯水池を建設する案が立案されておきまして、地下に貯留施設を建設する案よりコストで有意となることが想定されることから、地上に貯水池を建設する対策案1、河道外貯留施設を検討の対象としております。

2つ目の意見は、水問題の歴史的経緯、利害関係の難しさから実現性は困難と考えていますが、阿木、味噌、岩屋ダム等のプール分を、木曾川水系連絡導水路や発電ダムなど、上水、工水、発電、不特定など、多目的な水利用を水系全体で完全プール化するなど、大胆な方策での抜本的な再構築が考えられますという意見でございます。このご意見につきましては、対策案9、ダム使用権等の振替+ダム再開発において、木曾川水系における既存の水資源開発施設であります牧尾、岩屋、阿木川、味噌川、徳山ダム及び長良川河口堰におきまして、水利権が付与されていないダム使用権等の振替を検討します。

なお、木曾川水系では、厳しい渇水時になれば関係者による渇水調整が行われまして、取水制限の強化、ダム群のプール運用を行う総合運用、不特定容量の利用、発電への協力要請による緊急放流等が現在も取り組まれております。

3つ目のご意見は、木曾川流域の人工林の自然林化への移行というご意見です。このご意見につきましては、人工林の自然林化により水源林の持つ機能を増加させる対策案として追加しております。

次のページをお願いいたします。以上、第1回検討の場で選定しました9つの対策案につきまして、パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、対策案9のダム使用権の

振替+ダム再開発の変更と、対策案11の人工林の自然林化を追加しております。また、新丸山ダムが予備放流方式を採用していることによりまして、既設の丸山ダムの洪水調節容量の一部を不特定容量として活用し、流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保する対策案10を検討主体自らが追加し、合計11の対策案を立案しております。

5 ページ目をお願いいたします。この立案されました11の対策案に対して概略評価を行い、先ほど治水対策案の抽出で説明がありました同じ考え方によりまして、2 から 5 案程度を抽出することとなります。

次のページからは、各対策案における概要や施設諸元、特記すべき事項、並びに検討の場やパブリックコメントでいただいた主な意見について記載しております。

6 ページ目をお願いいたします。対策案 1 は、河道外貯留施設として木曾川中流域沿川に貯水池を新設しまして、新丸山ダムの不特定容量と同量である1,500万m³を確保する案で、パブリックコメントのご意見を踏まえ検討した案となっております。地図にありますように、川辺ダムの近傍に貯水池を新設するもので、その完成までに要する費用は約2,100億円となります。

次に7 ページ目です。対策案 2 のダム開発です。既存のダムをかさ上げしまして、新丸山ダムの不特定容量と同等となる1,500万m³を確保するものです。ダムのかさ上げは、ダム形式、地形条件を踏まえ、集水面積が大きく、容量が回復しやすい木曾川本川ダムを優先しまして、建設コスト等も考慮した結果、大井ダムと笠置ダム、及び秋神ダムをかさ上げの対象とすることとしました。

次のページをお願いします。かさ上げの3ダムの諸元となっております。各ダムのかさ上げ高は、必要量を確保するために3 mから6 mのかさ上げが必要となっております。また、費用は約1,500億円となります。

次をお願いいたします。対策案 3 の他用途ダムの容量の買い上げでございます。木曾川上流に設置されている発電ダムの容量を買い上げることで、新丸山ダムが不特定容量として確保している1,500万m³を確保するものです。

10ページは、木曾川に設置されている発電ダムの一覧表でございます。このうち、従属発電を除く24ダムの発電容量の合計は約2億4,000万m³となりまして、このうち1,500万m³を買い上げることとなります。なお、対象ダムや完成までに要する費用は、関係河川利用者等の調整を伴うために不確定となっております。

11ページをお願いいたします。対策案 4 の水系間導水として、矢作川より新規に導水を

実施することによりまして必要量を確保するものです。矢作川では、近年20年間で11回の取水制限が実施され、渇水が頻発しておりまして、また木曾川水系と矢作川水系は隣り合う水系のために、同時期に取水制限となることが多くなっています。よって、矢作川からの導水は困難と言えます。導水量及び完成までに要する費用は、利害関係者の調整を伴うため不確定となっております。

12ページをお願いします。対策案5の地下水取水で、井戸の新設等により必要量を確保するものです。濃尾平野は過去には過剰な地下水のくみ上げにより、広域に地盤沈下を発生させております。

次のページをお願いします。そのために愛知県、三重県、名古屋市等におきましては、濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱による地下水揚水規制等を行い、揚水量の抑制を行っております。

次をお願いします。14ページでございます。本ページ及び次ページにおきまして、木曾川中上流域の可茂、東濃地区の地下水についての状況を説明しております。この地域では、河川沿いには地下水の良好な帯水層となっておりますが、層厚が数メートル程度と薄く、ブロックで分断されているために大規模で恒常的な地下水利用には適していない状況にあることがわかります。なお、地下水取水量及び完成までに要する費用は、関係機関等との調整を伴うために不確定となっております。

16ページをお願いします。対策案6のため池です。木曾川中上流部におきまして、ため池を設置することで新丸山ダムの不特定容量の1,500万m³を確保するものです。

次の17ページをお願いします。左の平面図から分かるように、ため池の適地となるような箇所には既に多くのため池が設置されている状況があることから、木曾川沿川の平地への新たなため池の設置を検討しております。必要な容量1,500万m³を確保するためには、流域にある平均的な規模のため池が約1,700カ所となり、必要な用地は約1,300haとなります。この約1,300haは、木曾川中流域の美濃加茂市、可児市、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町における全農地面積の約3割に相当することになります。完成までに要する費用は約1,700億円となっております。

18ページをお願いします。対策案7の海水の淡水化です。名古屋港の周辺に海水淡水化施設を整備することによりまして、必要な流量の11m³毎秒を確保するものです。九州の海の中道の奈多海水淡水化センターを参考に施設の設置を検討しておりまして、完成するまでに要する費用が約9,200億円となっております。

19ページをお願いします。前回の検討の場にて、淡水後の高塩水の処理による水産資源への影響といったご意見がありましたので、濃縮海水の処理方法として、拡散効果を高めた水中放流による対策、下水処理水との混合による対策の2事例を紹介しております。

次に20ページでございます。対策案8の既得水利の合理化・転用です。木曾川における自流及びダムを水源とする既得水利を、用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の削減や、産業構造の変革等に伴う転用等によりまして必要量を確保するものでございます。合理化・転用の対象としましては、下表にありますように、主な既得水利をお示しましたものが対象となります。既得水利の合理化、転用量、完成までに要する費用は、関係河川使用者との調整を伴うために不確定となっております。

21ページをお願いします。対策案9のダム使用権等の振替+ダム再開発です。木曾川水系における既存の水資源開発施設、牧尾、岩屋、阿木川、味噌川、徳山の5ダム及び長良川河口堰におきまして、水利権が付与されていない水量を振替え、ダム使用権等の振替えだけでは不足する場合、既存ダムのかさ上げ等により必要量を確保するものです。振替えの対象としましては、下表にあります水利権が付与されていない水量にお示したものが対象となります。振替え量や完成までに要する費用は、関係河川使用者との調整を伴うために不確定となっております。

22ページをお願いします。対策案10は、既設丸山ダムの治水容量に対しまして、予備放流方式を採用することによりまして、現在の洪水調節機能を確保しつつ必要な容量を確保するもので、今回追加したものでございます。これは、新丸山ダムの変更計画が予備放流方式を採用していることにより、既設丸山ダムの洪水調節容量の一部を不特定容量として活用し、流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保する対策案です。

23ページをお願いいたします。下段の既設丸山ダム容量配分をご覧ください。既設丸山ダムの洪水調節容量2,000万m³に対しまして、予備放流方式を採用しまして1,500万m³の容量を確保します。不特定容量を確保することによりまして、常時満水位が約6.5m上昇しまして、その上昇に対する堤体やゲートの改築や、発電施設の補強等が必要となりまして、費用は約900億円となっております。

次の24ページをご覧ください。対策案11は人工林の自然林化によりまして、水源林の持つ機能を増加させることによりまして河川流況の安定化を期待するもので、今回追加したものでございます。この案は、先ほども申しましたが、パブリックコメントによりまして、木曾川流域の人工林の自然林化への移行という意見をいただいて新たに追加した対策案で

すが、効果はあらかじめ定量的に見込むことができないこととなっております。完成までに要する費用は不確定でございます。

これらをまとめまして、25ページをお願いいたします。これまでに説明させていただきました11の流水の正常な機能の維持対策案につきまして概略評価を行いまして、2から5案程度に対策案を抽出することになります。まず、対策案1の河道外貯留施設、対策案2のダム再開発（かさ上げ）及び、他の対策案6のため池につきましては、施設整備によりまして水源を確保するという対策案でありますことからグループ化しまして、概算コストが最も安価である対策案2のダム再開発（かさ上げ）案を最も妥当な案として抽出しました。

次に、対策案3の他用途ダム容量の買い上げ、対策案8の既得水利の合理化・転用、及び対策案9のダム使用权等との振替+ダム再開発につきましては、関係河川使用者等との調整が伴うことから現時点では評価できないため、今後、関係河川使用者の意見を伺うこととなります。

対策案4、水系間導水は、矢作川は近年渇水が頻発していることや、木曾川水系と隣り合う水系であることから、同じような時期に取水制限となることがあるため、渇水時に新たに導水することは困難であり、また対策案5、地下水取水は、濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の規制地域では、条例で井戸の新設の禁止や、揚水量の抑制等が行われておりまして、木曾川中上流域では地下水に恵まれていない等、木曾川沿川におきまして新たに地下水を取水することは困難と考えることから、対策案4と5は実現性で棄却しました。

また、対策案7、海水淡水化につきましては、コストが極めて高いと考えられる案としまして、コストで棄却しまして、対策案11、人工林の自然林化は、河川流況の安定化を期待する方策でありまして、効果はあらかじめ定量的に見込むことができないことから、実現性で棄却しております。

そして、対策案10、既設丸山ダムに予備放流方式を採用の案は、妥当な案として抽出しました。

以上によりまして、流水の正常な機能の維持対策案として抽出されたものは、対策案2、対策案3、対策案8、対策案9、対策案10の5案となりました。

26ページをお願いいたします。今までご説明したものをまとめましたが、今後、現計画と抽出した5案につきまして、関係河川使用者への意見聴取を行い、流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに検討してまいる所存でございます。

説明は以上です。

【進行（高橋河川調査官）】 ご説明ありがとうございました。11の流水の正常な機能の維持対策案から、5つの案を絞り込むといった説明でありました。

只今の説明につきまして、何かご質問、ご意見などあればお願いします。

前回、構成員からいただいたご意見を眺めますと、桑名市さんは前回、流水の正常な機能の維持対策について大分ご意見を出されているようですけれども、いかがでございますか。

【桑名市（水谷都市整備部部長）】 やはり下流域としましても、地下水を汲み取るというか、取水することはできないということと、地盤沈下が起こるということがありますのでこれはいかななものかと思うというところと、あと海水を淡水化させるということにつきましても、そういった処理施設を設けて、その後、高塩水のものを放流するということにもなりますので、水産資源への影響も考えますと、この中で整理されているような結果で良いのではないかと思います。

以上です。

【進行（高橋河川調査官）】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

【岐阜県県土整備部（金森部長）】 この流水の正常な機能の維持の5案を選定されているわけですが、こちらのほうは、遙かに治水対策より実は難しい。

なぜかという、自前で出来るもの以外に自前で出来ないもの、例えばダム你再開発、かさ上げ、笠置とか大井とか秋神ダム、これは中部電力ですよね。あと他用途の容量、これはもう水利権者が、あるいは水利を予定されている人たちがいっぱいいる。それから、既得水利の合理化・転用、あるいはダムの再開発、もうここらになると関係者が多過ぎて、みんなその既得水利の主張はされている。余っていると言われてもやっぱりそれはその計画があって、それでまだ水利権化していないというだけの話であって、これを譲ってくださいという議論はとっても関係者が多過ぎてできないのではないかと、実質もう不可能ですよ。こんなことで時間を費やして何の意味があるのかというぐらいの案だなというふう

に思います。

さっきから皆さん言われているように、こんなことで時間を費やして何の意味があるのと。何時何時洪水が来るか分からぬ、特にこの地域は22、23年と連続して雨が降っているし、更にまた濁水は今年だって5月、6月には起きそうだったし、こんな状況ですので、言わせていただければ、こんなことをやっている暇があったらダムを造ってくれと言うほうがよっぽど早いのではないかというふうに思います。

ですので、この他用途の買い上げとか、もうこんなものは案として案足り得るのか、これだけ拡大していってしまうと、こんなことはさっきの時間軸から言たってとってもやりようがないので、こんなものは入れないほうがいいんじゃないかというぐらいの案だというふうに私は思います。

【進行（高橋河川調査官）】 ありがとうございます。

特に時間がかかっているとか、もろもろの部分については重く受けとめさせていただきたいと思っております。

【三重県県土整備部（水谷次長）】 ちょっと案の確認ですけれども、資料-4のほうで治水対策案の48ページ、ここでダムのかさ上げ案も検討されて、この治水対策案の中ではこれは残らなかった案だと思うんですけれども、それが今回、今度正常流量の話になったときにかさ上げ案が残るんですよね。これって何か不整合というか、これ重ね合わせで一つの案を作ろうとするのであれば、そこら辺のところはこれからの議論の中で整理がされていくことになるんですか。

【事務局（久保河川計画課長）】 このそれぞれの治水対策でありますとか、流水の正常な機能の維持という観点におきましては、それぞれの代替案というものをさらで考えます。ですので、治水対策の代替案としてのダムのかさ上げという事象と、流水の正常な機能の維持という観点での代替案としてのダムかさ上げというものは全く別のものとして、ただし、それぞれの代替案として可能性があるかということすべてのテーブルに乗せて議論するという手続を取っておりますので、最終的に総合評価をする中で、仮にダム以外の案というものを鑑みるに当たっては、それぞれに両立することが必要性として考えられるかということになってくるということになりますけれども、現段階ではあくまでそれぞれの

評価軸で考えると。

【三重県県土整備部（水谷次長）】 理屈の上では何となく理解できるような気がするんですけども、もしその正常流量の検討の中でダムかさ上げ案というものが残るのであれば、治水対策案のほうでも当然そのダムかさ上げ案を再度検討して、両方を満足するようなダムかさ上げ案についての検討というのが新たに必要になってくるというようなことは起こり得ないわけですか。

【中部地方整備局（五十嵐河川部長）】 ちょっと資料－１をご覧くださいませか。再評価の細目を出されたんですけども、私冒頭、全国このやり方で統一的にやっているという説明をしました。資料－１がそれを図であらわしたものですけれども、まず治水の案としてチャンピオンを決めます。それが洪水調節の例、以下ずっとク、ケ、コぐらいですね。もう一つ右のほうにシがあって、流水の正常な機能の維持の観点からの検討というのがあるって、ここでチャンピオンを決めます。で、最後に総合評価をして、もしも治水のチャンピオンと正常流量のチャンピオンが一緒だったらその案でいくんですけども、異なれば、最後、総合評価でどっちが真のチャンピオンかという、そういうトーナメント方式になっていまして、ですから今言ったように治水のチャンピオンと正常流量のチャンピオンが違う可能性があるときには、最後トータルでどっちがいいかという比較検討の世界になってくると思います。

取り敢えず今は、治水で何が一番いいか、正常流量で何が一番いいか、そのときに治水でいうと、さっき言ったかさ上げ案についてはコスト比較で落ちましたけれども、正常流量については、たまたま残ってしまった。その案が、たまたま残ったやつが最後に生き残ったら、最後は治水とのどっちが真のチャンピオンかというような、そんな流れになっていますので、ちょっと分かりづらいですけども、今はとにかく治水と正常流量を縦でそれぞれのチャンピオンを決める戦いをしていると、そうご理解いただければ結構かと思えます。

【進行（高橋河川調査官）】 他にいかがでしょうか。

【恵那市（三宅副市長）】 先ほど言いましたように、ダムのかさ上げ、それについては

反対をさせていただきたいと思います。これは、先ほど言いましたとおりでございます。

そしてもう一つ、既得水利権の話がありましたけれども、それについても岐阜県の整備部長さんが言われたように、こんなものとてもじゃないが調整はできませんので、その辺も意見として申し上げておきます。

以上です。

【進行（高橋河川調査官）】 ありがとうございます。

そろそろお時間のほうも迫ってきておりますが、いかがでしょうか。

【愛知県建設部（沼野技監）】 現在ここで不特定容量としてカウントしているのは、いわゆる河川整備計画で言うところの40m3毎秒なのか、それとも基本方針で言うところの50m3毎秒なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

基本的には新丸山ダムそのものが40m3毎秒ですけれども、全て使い果たして40m3毎秒では基本方針が成り立たなくなりますので、まだ余力と言うといけませんけれども、最後の最後まで絞り出して40m3毎秒ではちょっと基本方針のほう成り立たなくなるのではないかとこの心配がございますので、ちょっとお伺いしたいと思います。

【事務局（笹森河川保全管理官）】 新丸山ダムの計画は河川整備計画のほうで40m3毎秒まで確保ということで、基本方針で言う正常流量相当が木曾成戸50m3毎秒なんですけれども、その新丸山ダムで確保する40m3毎秒と正常流量50m3毎秒の差は、既得水利の合理化等で確保するということになっておまして、新丸山ダムで確保する40m3毎秒というのは基本方針でも同じ整理になります。基本方針の考え方でも、その新丸山ダムで対応するのは40m3毎秒までということでございますので、よろしいでしょうか。

【進行（高橋河川調査官）】 ですから、これは40m3毎秒ということです。

【愛知県建設部（沼野技監）】 今おっしゃった既得権、水利権の調整という項目で残り10m3毎秒と言ったんですけれども、この中では対策案の9とか、こういうところに既にそれが反映されていないかという心配があるんですけれども。要は将来に残したものを既に前倒しにして使ってしまったって、40m3毎秒がきつきつですという話になっていないかという

心配だけなんですけれども。

【事務局（笹森河川保全管理官）】 基本方針で残り10m³毎秒を既得水利の合理化等で確保するということについて、きちっと10m³毎秒に対応する合理化の対象となる既得水利がこれこれと全部決まっているわけじゃなくて、かなり既得水利の水量はありますので、それを合理化することによって残り10m³毎秒を確保していくという、ある程度目標みたいなところをございまして、きちんとそれがどの既得水利で対応するというふうになっているわけでないので、先食いとかそういう話は、今回既得水利で仮に合理化対象が出たからといって、将来50m³毎秒確保できなくなるかというところまではなっていないということです。

【中部地方整備局（五十嵐河川部長）】 でも、もっともなんじゃないの、今のご指摘は。

【事務局（久保河川計画課長）】 今いただいたご指摘に関しましては、おっしゃるとおりの部分もございまして、結局、我々が代替案として考える既得権の合理化というものは、そういった将来に向けてのそういったものを先食いするリスクというものは当然はらんでいるものだとして認識しておりますので、ご意見として受けとめさせていただいて、今後整理したいと思います。

【進行（高橋河川調査官）】 そろそろお時間のほうも迫ってきておりますので、次の議論に入っていきたいと思うんですけれども、今日いただいたいろいろなご意見につきましては、しっかりと受けとめまして、また今後の検討に生かしていきたいというふうに思っております。

8. 治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について

【進行（高橋河川調査官）】 それから、今回、抽出しました対策案につきましては、関係河川使用者等への意見聴取を今後行ってまいりますので、その関係で8番「治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について」ということで、事務局から説明をお願いします。

【事務局（小林河川環境課長）】 それでは、資料－6をご覧ください。ダム事業の検証に関します再評価実施要領細目に基づきまして、本日ご説明させていただきました概略評価によりまして抽出しました対策案のうち、治水対策案の2案、それから流水の正常な機能の維持対策案の5案、及び現計画、新丸山ダムにつきまして、関係河川使用者等に意見聴取を行う予定でございます。

次のページをご覧ください。意見聴取の機関といたしましては、抽出されました対策案につきまして、対策案に関係する施設の管理者及び関係者や、施設の整備等により影響が想定される対策案の施設が所在する関係自治体としまして、以下の機関を抽出いたしました。これが表にあるとおりでございます。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。この意見聴取案につきまして、関係河川使用者等へ意見聴取の依頼をさせていただく予定でございます。意見聴取の回答期間といたしましては、約2週間程度を予定しております。

次のページをご覧ください。今回、発電参画者に対します意見聴取につきましても実施させていただきます。新丸山ダム以外の流水の正常な機能の維持対策案を実施する場合には、発電を目的として新丸山ダムに参画している者の目的が達成できなくなることから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目における新規利水等の観点からの検討を参考としまして、発電参画者であります関西電力株式会社にご意見をいただく予定でございます。

以上で、意見聴取につきましての説明を終わらせていただきます。

【進行（高橋河川調査官）】 ありがとうございます。

只今の説明について、何かご質問、ご意見などあればお願いします。

【愛知県建設部（沼野技監）】 実は愛知県と書いてある中にも、いわゆる一般行政をする愛知県と、水道の企業庁、実はこれは木曽川に対して水利権を持っております。水利権者ということていくと、ちょっと愛知県と愛知県の企業庁、同じように見えますけれども、全く独立した形で見ていただきたいというのが1点ございます。

それからもう一点が、たまたま今回は幹事が愛知県の建設部となっておりますけれども、愛知県はご存じのように、水の利用計画を総括する部局が地域振興部という部がございますので、できましたらそちらのほうにも照会していただけるとありがたいなと思っております。

ます。

以上です。

【進行（高橋河川調査官）】 照会の仕方は、別途ご相談させていただきたいと思います。

そのほか何かございませんでしょうか。特によろしゅうございますか。

それでは、8番までの議事につきまして終了させていただきたいと思います。

全体を通じまして、何かご意見、ご質問など、言い足りなかったことなどがあればお願いいたします。

【恵那市（三宅副市長）】 全体ですけれども、早くやってください。私たちだとこんな2年もかかってやっていると叱られます。だから、政権も変わっちゃうじゃないですか、変わるかどうかかわからんですけど。だから、そのぐらいスピード感を持っていただいて、早くまとめ上げていただきたいと思います。

以上です。

【進行（高橋河川調査官）】 地域のご要望ということでしっかりと承りたいというふう
に思います。

そのほか何かございますか。

それでは、今日の議事をいただきまして、治水対策で7案、それから流水の正常な機能の維持対策案で5案抽出をさせていただきました。本日いただいたご意見をしっかりと私ども事務局のほうで受けとめまして、今後の検討をできるだけ早く進めてまいりたいというふうに思っております。

9. その他

【進行（高橋河川調査官）】 それでは、最後の議事になりますけれども、9番「その他」について、事務局から何かあればお願いします。

【事務局（久保河川計画課長）】 今後の予定につきましてコメントさせていただきます。

まず、本日までの4回の幹事会と、今後実施する関係河川使用者等への意見聴取の結果を踏まえまして、速やかに次回幹事会の準備を図りたいと思っております。ただ、明確な

時期につきましては、決まり次第、日程調整させていただくということでご理解いただければと思います。

以上です。

【進行（高橋河川調査官）】 今の今後の予定につきまして、何かご質問などあればお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、今日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

構成員の皆様、闊達なご意見、それから円滑な議事運営につきましてご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

今日はお疲れさまでした。これで閉会とさせていただきます。

〔午後 4 時 5 8 分閉会〕